

岩手県告示第723号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和2年12月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 奥州市前沢古城字栗生沢及び水沢東中通り二丁目
- 2 公共測量を実施する期間 令和2年10月31日から令和3年2月26日まで
- 3 実施する公共測量の種類 道路台帳図作成及び基準点測量（2級）